

愛媛県県立高等学校における「通級による指導」について

国における法令の改正に伴い、従来、小、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程において実施可能であった「通級による指導」が、**平成 30 年 4 月**から、**高等学校及び中等教育学校後期課程でも実施可能**となりました。本県では、**平成 30 年度から新居浜商業高校、令和元年度から長浜高校、令和 2 年度から北宇和高校三間分校、令和 6 年度から東温高校、令和 7 年度から土居高校、西条農業高校、北宇和高校、令和 8 年度から今治南高校において、「通級による指導」を実施**しているところです。また、**令和 9 年度から宇和高校において実施**する予定です。

1 通級による指導について

(1) 通級による指導とは

「通級による指導」とは、障がいによる学習上・生活上の困難がある生徒が、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、困難を主体的に改善・克服するための特別の指導を受けるものです。

(2) 対象

言語障がい、情緒障がい、発達障がい（自閉症、LD、ADHD）、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱が対象となります。

※ 8校では、発達障がいを対象としています。

(3) 特別の指導の内容

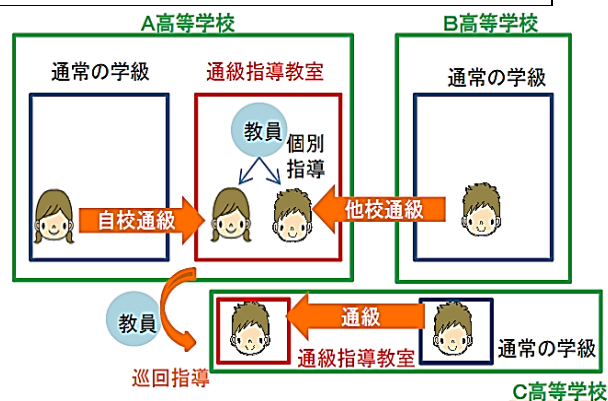
希望生徒に対し、校内に設置した教室で、通常の教育課程に加え、又は、選択科目の一部に替えて、特別の指導である「自立活動」を実施します。

※ 土居高校、新居浜商業高校、西条農業高校、今治南高校、東温高校、北宇和高校では「加える」指導を、長浜高校、北宇和高校三間分校では「替える」指導を行っています。

(4) 実施形態

自校に設置された通級指導教室で指導を受ける「自校通級」、生徒が他校の指導教室に通う「他校通級」、通級指導教室担当教員が他の学校へ出向く「巡回指導」が考えられます。

※ 8校では、「自校通級」を実施しています。



2 県内中学校の現状

通級による指導を受けている生徒数は、増加傾向にありましたが、令和 3 年度からは横ばい傾向になっています。

年 度	H18	H23	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
人数(人)	3	99	255	313	397	399	425	418	415	397	424

(文部科学省資料による)

3 学校教育法施行規則及び文部科学省告示（平成 28 年 12 月）

主な内容は、以下のとおりです。

- 高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、**特別の教育課程**にすることができる。
- 障がいに応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる。
- 障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間 7 単位を超えない範囲で卒業認定単位に含める**ことができる。

(施行：平成 30 年 4 月 1 日)

●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-----------------	------

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-----------------	------

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

(文部科学省資料による)